

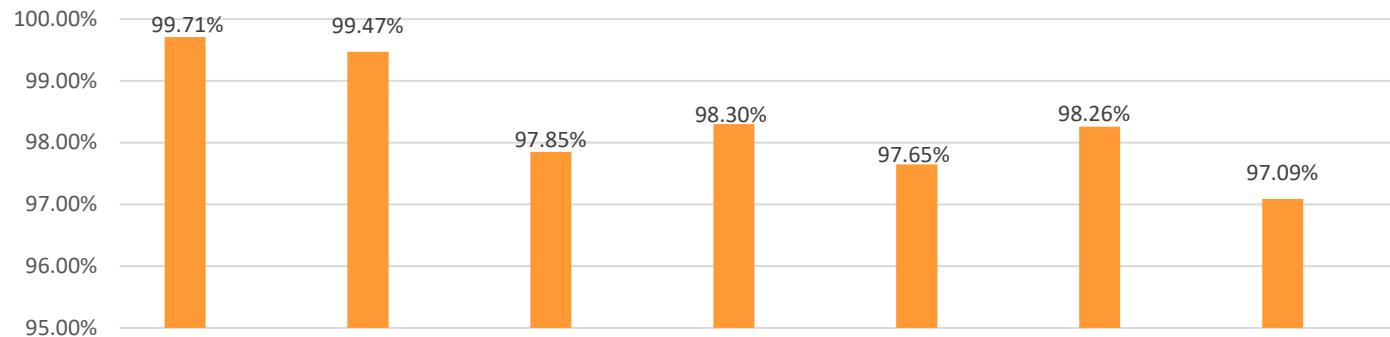
# 第2章 ICTの基盤整備

担当:情報通信部

# FTTH(光ファイバ)利用可能世帯状況

- 中国地域のFTTH(光ファイバ)利用可能世帯率は98.26%であり、全国平均の97.09%を1.17ポイント上回っている。
- 未整備地域の残る市町村は62。

FTTH(光ファイバ) 利用可能世帯率 (令和6年3月末)



	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国地域	全国
FTTH 利用可能 世帯率	99.71 %	99.47 %	97.85 %	98.30 %	97.65 %	98.26 %	97.09 %

未整備地域の残る市町村数 (令和6年3月末現在)	
鳥取県	7
島根県	7
岡山県	17
広島県	17
山口県	15
中国地域 合計	62

※ 以上のデータは、事業者情報をもとに一定の仮定の上で推計・作成したものであり、一部実態と異なる場合がある。

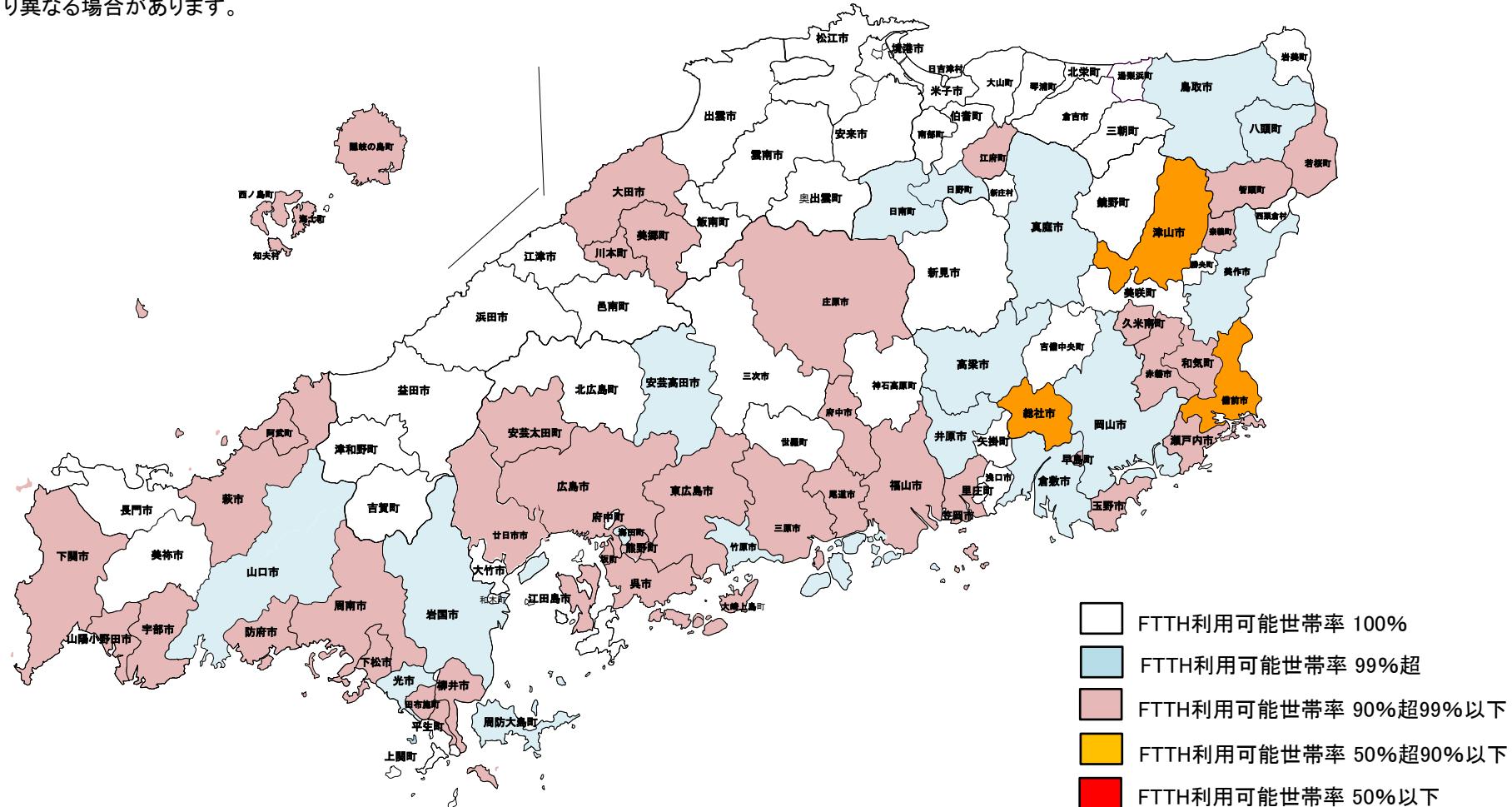
## 令和5年度末 光ファイバ整備状況(中国地方市町村)

(令和6年3月末現在)

## 【ブロードバンド基盤整備率調査】

自らの設備で一般加入者向けにブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者(地方公共団体等が整備した設備をIRU契約で借り受けてサービス提供している電気通信事業者も含む。)を対象にブロードバンドサービスエリア調査を行い、当該事業者情報及び住民基本台帳等に基づき、総務省において、エリア内の推計利用可能世帯数を総世帯数で除した結果(小数点第二位以下を四捨五入)をとりまとめたもの。

(注)事業者情報等から一定の仮定の下で推計しているため、誤差が生じる場合があります。また、実際の提供状況は、提供エリアの地理的条件や建物の設備状況により異なる場合があります。



# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者 令和7年度当初予算額

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農村、豪雪地帯）

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

情報通信インフラ整備加速化パッケージ  
39.9億円の内数

令和6年度当初予算額：78.0億円の内数  
令和6年度補正予算額：26.2億円の内数

（自治体の場合）

【離島】※

国（※1）（※3） 4／5	自治体 1／5
------------------	------------

（※3）光ファイバ等の維持管理補助は、  
収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1） 1／2	自治体 1／2
--------------	------------

（※1）地中化を伴う新規世羅揖斐の場合、分子に0.5上乗せ

（※2）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助1/3

（※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4（離島）、  
1/2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※1）（※4）（※5） 4／5	3セク・民間 1／5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6） 3／4	3セク・民間 1／4
------------------	---------------

（※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規設備の場合、3／4

（※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、  
2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）

（※6）高度化を伴う更新の場合、2／3



\* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

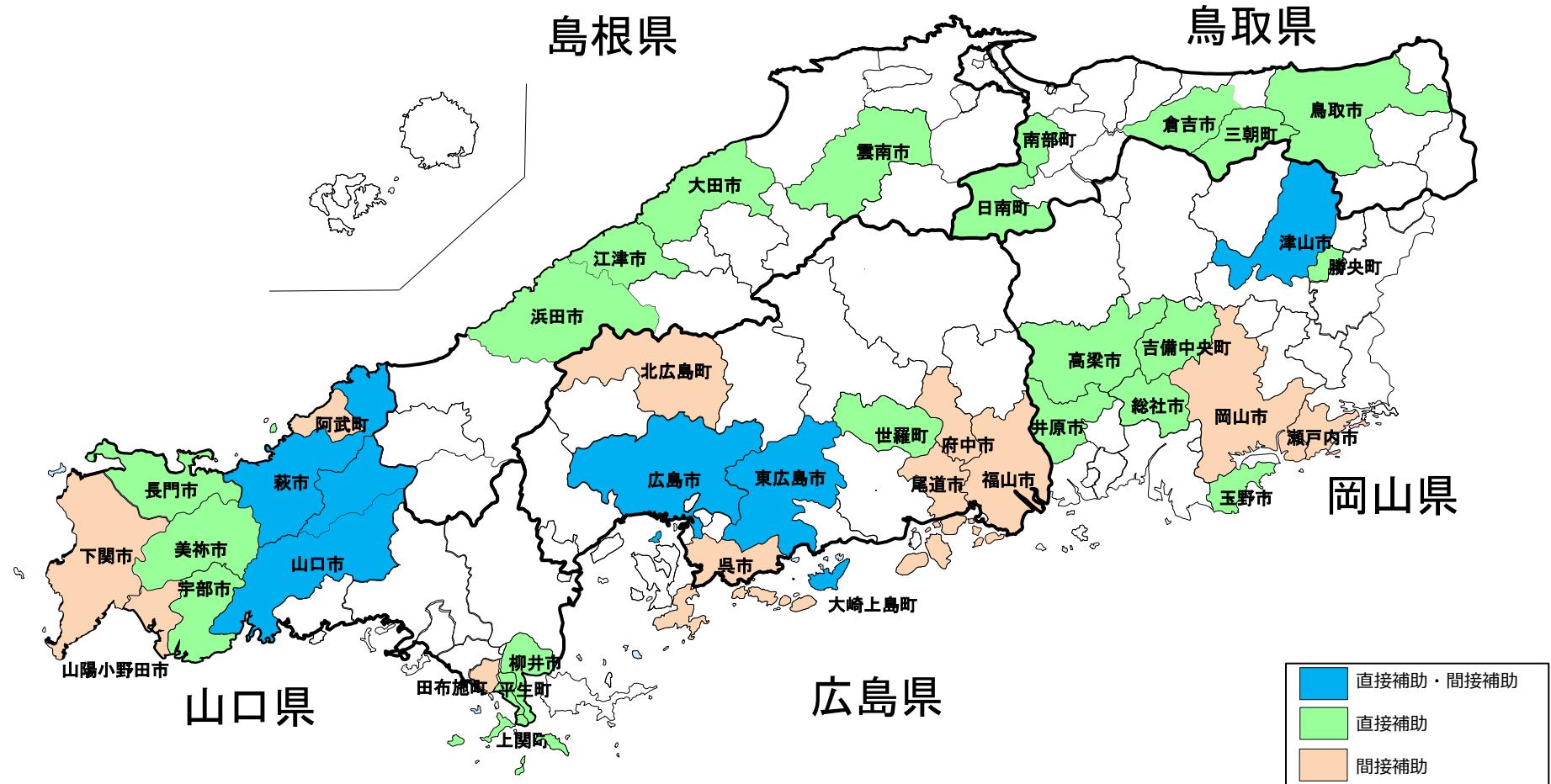
令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。

（いずれの場合も高度化しない更新は対象外）

\* 地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合があります。

# 高度無線環境整備推進事業 実績

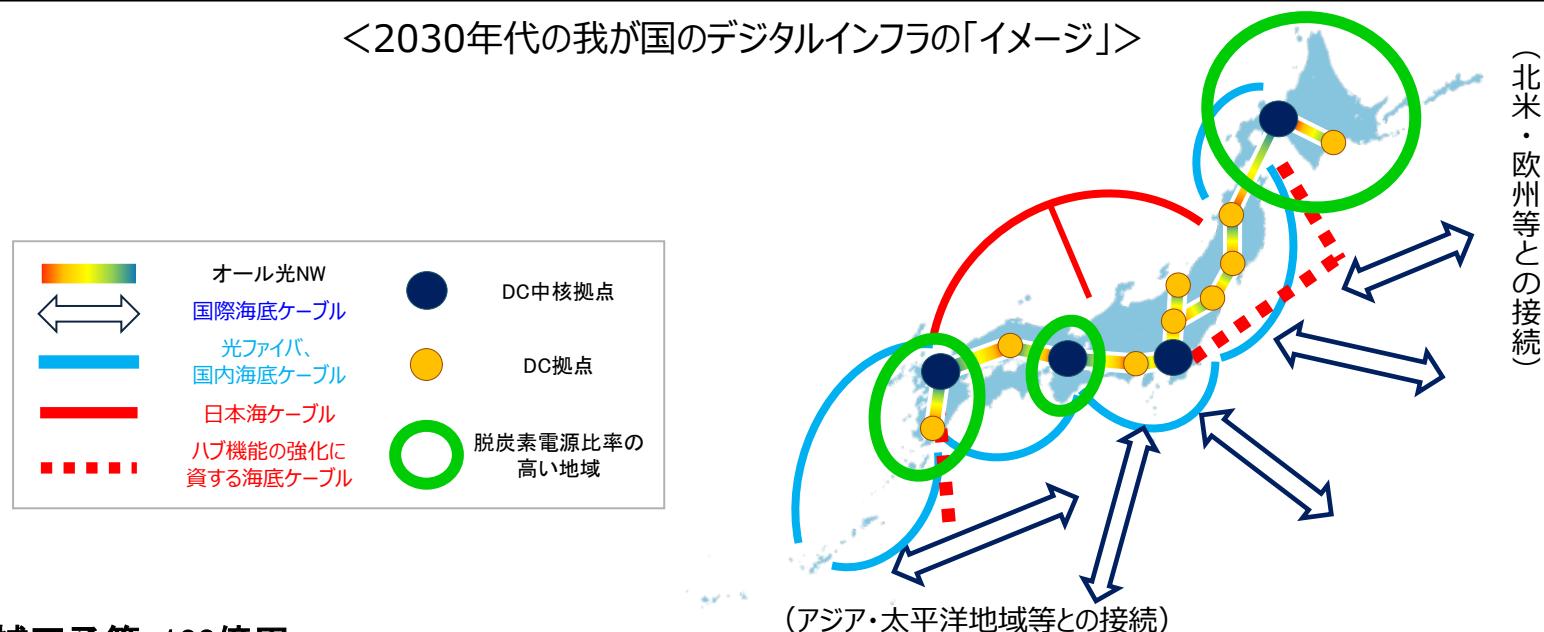
- 39市町村域において、70事業(直接補助41/間接補助29)により超高速ブロードバンド整備を支援(令和元年度～令和7年9月末現在交付決定分)



# データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業 ①

- データセンターをはじめとするデジタルインフラは、「社会インフラのインフラ」として、我が国における安心・安全や社会経済の持続的な発展を確保するために必要不可欠な礎。
- 他方、デジタルインフラは東京圏等に集中して立地されており、耐災害性強化や地域におけるDXの推進等の国家的な課題解決を図るうえでの課題となっている。
- このため、地方分散による強靭な通信ネットワーク拠点を形成し、我が国の国土の強靭化や地方でのデジタル実装を通じた地方創生を図るとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての優位性を高めるため、「①東京圏等に集中するデータセンターの分散立地」や、「②日本を周回する海底ケーブルの構築」及び「③国際海底ケーブルの多ルート化」を推進するべく、データセンターや海底ケーブル等の整備に対する支援を行う。

<2030年代の我が国のデジタルインフラの「イメージ」>



令和6年度補正予算：120億円

（令和3年度補正：500億円、令和5年度補正 100億円）

\*1 脱炭素電源比率の高い地域については、GX実行会議（第11回）資料を基に総務省において記載  
 \*2 DC拠点やネットワークの位置はあくまでイメージであり、具体的な計画等を示したものではない

†海底ケーブルに係る整備支援については、令和3年度補正予算の内数及び令和5年度補正予算により実施（令和6年度補正予算においては対象外）

	支援スキーム	総務省 → 基金設置法人 → 民間事業者等			
	予算額等	720億円 (令和3年度補正:500億円、同5年度補正:100億円、同6年度補正:120億円) ※事業実施期間は、令和3年度～同11年度(同12年度は出納整理年度)			
施策概要	支援対象① 補助率 1/2 (上限40億円)	<b>データセンター、海底ケーブル陸揚局舎、IX</b> 【東京圏※1・大阪圏※2以外のものに限る】※1 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 ※2 大阪府・京都府・兵庫県			
	支援対象② 補助率 4/5	<b>国内海底ケーブル</b> 【太平洋側以外のものに限る】			
	支援対象③ 補助率 4/5	<b>国際海底ケーブル分岐支線・分岐装置</b> 【房総・志摩以外に陸揚げされるものに限る】			